

平成26年第1回教育委員会臨時会
(3月31日開会)

台東区教育委員会

日 時 平成26年3月31日(月)午後2時33分

場 所 教育委員会室

出席委員

委 員 長	樋 口 清 秀
委員長職務代理者	高 森 大 乗
委 員	末 廣 照 純
委 員	垣 内 恵美子
教 育 長	和 田 人 志

説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	須 賀 裕
生涯学習推進担当部長	神 部 忠 夫
庶 務 課 長	嶋 田 邦 彦
学 務 課 長	田 中 充
児 童 保 育 課 長	柴 崎 次 郎
指 導 課 長	藤 森 克 彦
教育改革担当課長 (兼 教育支援館長)	針 谷 玲 子
生 涯 学 習 課 長	飯 塚 さ ち 子
青少年・スポーツ課長	小 澤 隆
中央図書館長	川 島 俊 二
事 務 局 副 参 事	柿 沼 浩 一

日 程

日程第1 議案審議

第11号議案 東京都台東区教育委員会非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

第12号議案 東京都台東区立幼稚園保育料及び入園料条例施行規則の一部を改正する規則

第13号議案 東京都台東区社会教育委員会会議規則の一部を改正する規則

第14号議案 台東区教育委員会事務局及びその他教育機関の人事について

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 学務課

ア 退任園医に対する感謝状の贈呈について

(2) 生涯学習課

イ 台東区文化財保護審議会委員の委嘱について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 台東区教育委員会事務局及びその他教育機関の人事について

イ 後援名義の使用について

(2) 学務課

ウ 幼稚園、こども園及び保育所の保育料等の減額免除の拡充について

(3) 児童保育課

エ 東京都台東区保育所における保育等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(4) 指導課

オ 平成 26 年度教職員異動状況について

(5) 生涯学習課

カ 台東区生涯学習推進プランについて(答申)

3 その他

午後2時33分 開会

樋口委員長 ただいまから、平成26年第1回台東区教育委員会臨時会を開会いたします。
本日の会議録署名委員は、垣内委員にお願いいたします。

それでは、ここで傍聴についてお諮りいたします。本日の教育委員会に提出される傍聴
願いについては、これより許可いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

樋口委員長 ご異議ございませんので、傍聴については許可いたします。

樋口委員長 それでは会議に入ります。この際、あらかじめ会議時間の延長をいたして
おきます。

日程第1 議案審議

第11号議案

樋口委員長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

各議案の提案理由及び内容について、事務局各課ごとに説明をお願いします。

初めに、第11号議案を議題といたします。教育支援館長、説明をお願いします。

教育支援館長 それでは、東京都台東区教育委員会非常勤職員の報酬及び費用弁償に関
する規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。教育支援館に教育相談員として勤務している者のうち、特
に他の教育相談員への指導や学校との対応で十分な力量を発揮している相談員について、
現行の4級相当額の報酬の額を改正案のとおり上げ、さらに教育支援館の教育相談の業
務が円滑に進むようにしていきたいと考えております。

また、特別支援教育支援員につきましては、現行6,750円以内で教育長の定める額とし
てございますが、近年、教育相談員、教育支援員が各地域において非常によく仕事をして
いただいている一方、そういった方がほかの職に移ってってしまうこともあるという状
況でございました。日額を少しでも上げることで、継続して仕事をしていただきたいと考
え改正をお願いするところでございます。

よろしくご審議のうえ可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

樋口委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

樋口委員長 ご質問はありませんので、これより採決いたします。

第11号議案については、原案どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございま
せんか。

(異議なし)

樋口委員長 ご異議ございませんので、本案については原案どおり決定いたしました。

第12号議案

(日程第 2 教育長報告)

2 報告事項 (2) 学務課 ウ (3) 児童保育課 エ

樋口委員長 次に、第12号議案を議題といたします。なお、関連する教育長報告の報告事項、学務課のウ及び児童保育課のエについても一括して議題といたします。

学務課長から説明及び報告をお願いいたします。

学務課長 それでは、第12号議案につきまして、報告事項のウ、幼稚園、子ども園及び保育所の保育料等の減額免除の拡充について、及び報告事項のエ、東京都台東区保育所における保育等に関する条例施行規則の一部を改正する規則とあわせてご説明いたします。資料5及び資料6をご覧ください。

資料5の項番1の拡充内容として、まず、多子世帯の保護者負担軽減を図るというものでございます。幼稚園の無償化に向けた段階的な取組としまして、平成26年度、国の幼稚園就園奨励費補助の予算において、多子世帯の補助対象が拡大することとなったため、区立幼稚園及びこども園の短時間保育にかかる入園料、保育料、預かり保育料についても、これに対応した形で多子世帯の保護者負担軽減を図るものでございます。

具体的には、現行ではこれまで同時に3人以上が幼稚園等に就園している場合に、第3子以降について全額免除ということでしたが、これを小学校3年生以下の子どもを第1子として、第2子以降の幼児が就園している場合に、第2子の幼児について2分の1、第3子以降の幼児について全額免除するというものでございます。

拡充の二つ目でございますが、所得の低いひとり親家庭の保護者負担軽減を図るものでございます。こちらは、12月13日開催の本定例会でご了承をいただいているところでございますが、保育料等の減免に係る税額の計算におきまして、婚姻暦のないひとり親家庭に、寡婦控除をみなし適用するというものでございます。

項番2の規則の改正内容でございますが、ただいまご説明をいたしました保育料等の減額免除の拡充につきまして、第12号議案におきまして、東京都台東区立幼稚園保育料及び入園料条例施行規則、また、報告事項児童保育課のエにおきまして、東京都台東区保育所における保育料等に関する条例施行規則に必要な改正を加えるというものでございます。

項番3、今後の予定でございますが、二つの条例施行規則の施行は4月1日でございます。保育所の減額申請につきましては、4月1日より受け付けます。また、幼稚園の減免の申請につきましては、6月上旬ごろより住民税等確定後、各園を通じて保護者に通知して、受付を開始いたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

樋口委員長 ただいまの説明及び報告につきまして、何かご質問はございませんか。

和田教育長 資料5の項番1の の4行目に、「子どもにとって選択の余地のない理由で」という表現があります。これは公式の文書等でこのような表現を使っているのですか。

児童保育課長 この表現につきましては、企画課が中心になって全庁的な検討をした際に使った文言で、それを引用しているところでございます。

和田教育長 口頭ではなく文書としてあるということですね。

児童保育課長 はい。

樋口委員長 そのほかに、何かございませんか。

(なし)

樋口委員長 これより採決をいたします。

第12号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

樋口委員長 ご異議ございませんので、本案については原案どおり決定いたしました。

報告事項の学務課のウ及び児童保育課の工についても、報告どおり了承願います。

第13号議案

樋口委員長 次に、第13号議案を議題といたします。

生涯学習課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 それでは、第13号議案、東京都台東区社会教育委員会会議規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。

本案は、東京都台東区社会教育委員の設置に関する条例の一部改正により、条例上委任を定める条文が1条繰り下がり、第5条から第6条になりましたことに伴い、規則の一部改正をするものでございます。なお、本規則は平成26年4月1日から施行するものでございます。

本案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

樋口委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

樋口委員長 これより採決いたします。

第13号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

樋口委員長 ご異議ございませんので、本案については原案どおり決定いたしました。

第14号議案

(日程第2 教育長報告)

2 報告事項 (1) 庶務課 ア (4) 指導課 オ

樋口委員長 次に、第14号議案を議題といたします。なお、関連する教育長報告の報告事項、庶務課のア及び指導課のオについても一括して議題といたします。

庶務課長、指導課長、説明及び報告をお願いします。

庶務課長 それでは、まず私から、第14号議案、台東区教育委員会事務局及びその他教

育機関の人事につきまして、ご説明いたします。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第19条第7項及び第34条の規定に基づき提出するものでございます。

まず、教育委員会への採用・昇任・転入・内転についての発令でございます。発令月日は平成26年4月1日でございます。こちらの内容につきましては、部長級・課長級の管理職、また総括係長以下係内主査までの職員の異動でございます。

最後のページは、転出する課長級から係内主査までの職員、また、その下の表が3月31日付で退職をする職員でございます。

資料3をご覧ください。こちらは、主任主事と一般職員の人事異動の内容ということで、ご報告をさせていただいているものでございます。

庶務課からの説明は以上でございます。

指導課長 引き続きまして、教育長報告、指導課の才、平成26年度教職員異動状況につきまして、ご報告をさせていただきます。資料7をご覧ください。

それぞれの職種における異動・昇任・退職等の状況でございます。

校園長・副校園長につきましては、ご覧のとおりでございます。

次に、4級職の異動ということでございますが、平成26年度から新たな職として指導教諭が設けられました。平成26年度の指導教諭につきましては、松葉小学校の教諭が、算数科の指導教諭ということで昇任をいたします。

次に、指導主事につきまして、2名の異動昇任がございました。当課指導主事の小柴が、葛飾区立双葉中学校の校長に昇任をいたします。また指導主事の難波は、台東区立大正小学校の副校長に昇任となります。その2名に代わり、当課指導主事として、金竜小学校の伊東副校長、上野中学校の野口主幹教諭が異動してまいります。

次に、主任教諭の異動につきまして、今回の異動におきましては、昨年度に比べて外転入者が増えているという傾向がございます。指定異動者が多かったということで、外転の数が多くなったという状況でございます。

教職員の異動につきまして、今回の傾向といたしましては、初任者の数が少なく、昨年度は39名の初任者の採用がございますけれども、今回は今の段階で、20名でございます。これは、全都的な傾向として少ない状況になっているということでございます。

事務職員及び栄養士につきましては、資料のとおりでございます。数といたしましては、ほぼ例年どおりとなっております。

報告は、以上でございます。

樋口委員長 ただいまの説明及び報告につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

樋口委員長 ご質問がございませんので、これより採決いたします。

第14号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

樋口委員長 ご異議ございませんので、本案については、原案どおり決定いたしました。
報告事項の庶務課のア及び指導課のオについても、報告どおり了承願います。

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 学務課 ア

樋口委員長 それでは、日程第2、教育長報告に入ります。

まず、協議事項を議題といたします。

事務局、各課ごとに説明をお願いします。

はじめに学務課のアについて、学務課長、説明をお願いします。

学務課長 それでは、アの退任園医に対する感謝状の贈呈についてご説明いたします。

資料1をご覧ください。

根岸幼稚園の内科園医である、河合弘太郎先生におかれましては、一身上の都合によりまして、平成26年3月31日をもって退任されることとなりました。つきましては、これまでの功績をたたえ、感謝状をお贈りしたいと存じます。

なお、後任につきましては、御徒町台東中学校内科校医の加藤先生が兼務していただけるということでございます。

説明は以上でございます。

樋口委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

樋口委員長 ご質問はありませんので、学務課のアについては、協議どおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

樋口委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定しました。

(2) 生涯学習課 イ

樋口委員長 次に、生涯学習課のイについて、生涯学習課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 それでは、イの台東区文化財保護審議会委員の委嘱について、ご説明申し上げます。資料2をご覧ください。

台東区文化財保護審議会委員の任期は2年で、本日3月31日で満了するところでございますが、各委員から再任の了承を得ておりますので、記載いたしました委員名簿のとおり、引き続き審議会委員を委嘱するものでございます。

任期は、平成26年4月1日から平成28年3月31日まででございます。

よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

樋口委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

和田教育長 この審議会の年間の開催日数と、平成25年度の主な成果について説明をお願いします。

生涯学習課長 年間4回ほど開催しております。文化財の調査、指定、名簿登載について審議をしていただいております。今年も諮問に対しまして適切に調査、審議をいただきまして、前回の教育委員会で答申のご報告をさせていただいたところでございます。それぞれの委員の専門知識を発揮してくださっております。

樋口委員長 よろしいですか。

(なし)

樋口委員長 ほかにございませんので、それでは生涯学習課のイについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

樋口委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(3) 庶務課 イ

樋口委員長 次に、報告事項を議題といたします。事務局各課ごとに報告をお願いします。

はじめに、庶務課のイについて、庶務課長、報告をお願いします。

庶務課長 それでは、イの後援名義の使用につきまして、ご報告をいたします。資料4をご覧ください。

過去に一度承認を得ております後援名義につきまして、引き続き承認するものでございます。今回は、生涯学習課取扱分2件と、青少年・スポーツ課取扱分1件でございます。

報告は以上でございます。

樋口委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

樋口委員長 それでは、庶務課のイについては、報告どおり了承願います。

(5) 生涯学習課 カ

樋口委員長 次に、生涯学習課のカについて、生涯学習課長、報告をお願いします。

生涯学習課長 それでは、カの手東区生涯学習推進プラン(答申)について、ご説明申し上げます。資料8の表紙をおめくりいただきまして、諮問文をご覧ください。

平成24年4月に教育委員会より表記のとおり、手東区生涯学習推進プランの推進に向けた具体的な施策展開の方策について、附属機関でございます社会教育委員の会議に諮問が行われました。社会教育委員の会議では、推進プランに新規事業として計画され、学習情報と学習機会の提供、そして、それによる区民の交流と活動を生み出す仮称「手東区民カレッジの創設」について、調査・検討し、昨年1月14日開催の本委員会におきまして、中

間のまとめを報告いたしました。その後、さらに審議を重ね、この度答申を行うものでございます。

目次をご覧ください。まず、第1章、生涯学習のいまとして、台東区の生涯学習推進の背景と社会教育への期待・役割について述べられております。

第2章では、先進事例として視察をいたしました、狭山元気大学、すぎなみ地域大学、たちかわ市民交流大学についての報告と総括をしております。

第3章では、台東区における新しい学習機会の整備として、台東区民カレッジが求められる背景と、その目的及び役割について整理をしております。

そして、第4章では、区民カレッジの在り方として、区民カレッジの事業、運営組織、そして区民参画のあり方について述べております。

27ページをお開きください。まず、区民カレッジの事業についてでございます。現在、台東区では400を超える多種多様な学習事業を提供しております。それらの事業を区民カレッジに位置づけます。また、必要な事業は新たに実施をまいります。そして、このネットワークの中で情報提供等を行うことで、区民の皆様からわかりやすく利用しやすい、また、行政内部でも必要な連携を図りやすい環境を整備していきます。

22ページをお開きください。事業のイメージ図でございます。現状から新たに行う区民カレッジにおける事業が明記されております。

次に、28ページをお開き願います。区民カレッジの運営組織についてでございます。先進区市の視察を踏まえ、行政主体の事業を区民カレッジの中核に位置づける台東区におきましては、運営組織は生涯学習部局が事務局となった庁内連携組織を中心に進めることが望ましいとのご意見でございます。将来的には、区民参画の機会の中で運営を委ねることが考えられるが、当面は行政が中心となり、社会教育委員の会議と意見交換をしながら実施していくことが望ましいというものでございます。

次に、区民カレッジにおける区民参画についてでございます。学習成果の循環、学習講座企画、学習情報提供、学習相談等について、積極的に区民参画を進める必要があり、そのための仕組みづくりや、場の整備等について述べられております。

31ページをお開きください。この図は区民カレッジにおける区民参画のイメージ図でございます。本答申では、区民カレッジの最も基本となる役割や、運営方法までが審議されました。その先の検討には、庁舎内全体の調整やカレッジの規模等に関する区の方針等を待つ必要があるとされております。そして、庁内の調整に考慮しつつ、その役割や運営等の具体的な課題について、社会教育委員の会議における検討課題として、今後とも継続した検討を重ねていきたいと、答申では結ばれております。

報告は以上でございます。

樋口委員長 ただいまの報告について、何かご質問はございませんか。

和田教育長 区長部局も含めて、いろいろな講座や学習機会を用意はしているのですが、必ずしも参加者数が十分ではなく、それが大きな問題意識になっていると思うのですが、

その理由、原因について答申の中ではどのように考えているのですか。

生涯学習課長 まず、情報提供が十分にできていないだろうということが考えられています。既にこういった庁内全体の講座・イベントの用意はできてはいるのですが、さらに見やすい工夫をしながら、充実を図るということを紙媒体で行うことと、またそれ以外の媒体を使ったものを検討して、区民の方の参画を得て今後充実を図っていく必要があるだろうと検討されております。

和田教育長 その紙媒体を改善することになりますけれども、要はそれを見てもらう機会を増やさなければならないということですが、今後どのように機会を増やしていこうと考えていますか。

生涯学習課長 冊子をつくってカウンターなどに置くと、比較的すぐにカウンターからはなくなっていきます。他にもいろいろなところにお配りしているのですが、なくなっていくことがありますので、これはこれで形式になっているのですが、もう少し簡易なものをつくって、枚数なども多くすることも必要だろうと考えております。

和田教育長 いろいろな分野の講座を取り込んでということですが、庁内での連絡・調整体制はどのようになっていますか。

生涯学習課長 この生涯学習推進プランをつくる際に、生涯学習推進担当部長を委員長とします庁内組織があります。そういったものを活用して、将来的にはまさに連携といたしますか、必要な人に必要なものが渡るような体制が組まれていくのだろうと思います。

和田教育長 この講座を受講する際の区民の方の費用負担についての考え方は、何か特別なものはありますか。

生涯学習課長 それぞれの目的によって少しずつ違うように思います。協働として区民の方に役割を担っていただくものについては、講座の費用は区が負担し、実費を区民に負担していただくという考えのものもあると思います。区民の方から費用をいただくということは、悪いことではないとは感じております。区民の方たちが主体的に活動することで考えますと、区が行っているときは費用はかからなかったが、区民の方たちで始めたときに費用がかかるということになり、そこがネックになってしまいます。その活動をするために必要なものは、初めから必要なだけみんなで集めるやり方で進めますと、区の手が離れたときも、引き続き同じことをすればいいということになります。そういった意味で、最低限必要な負担をいただきながら進めるということも区民の方たちに引き続き活動を広げていただくためには必要な方法かと、検討をしているところでございます。

樋口委員長 どちらかというと、趣味的、教養的な講座が非常に多いという感じがします。例えばダンスサークルだけでも18講座くらいありますね。これからの社会で機会があれば働きたいという人もかなりいる一方で、こういう教養的なものだと、受講者は生活費に余裕のある女性や、仕事を引退された方々などに限定されるように感じます。

リカレント教育というものもありますが、社会に出て仕事をしたのだけれども、機会があれば知識や技量を更にブラッシュアップしたいという場合に講座を受講するという、そ

ういった現代の産業に合わせた講座があってしかるべきかなと思っています。

ほとんどの講座が、教養的なもの、時間が余裕があるからやろう、時間をこれで楽しく過ごそうというような性質がありますので。

ですから、組み方を分類別にするのが一つ、二つ目はやはり、リカレント的な講座があるといいです。そうすると、今まで仕事をしてきた経歴をさらに伝え、そこで社会にもう一度押し出してあげることができれば、男性が参加する率も高くなる可能性があります。場合によっては早期退職をされた方も参加するかもしれませんので、ぜひ考えていただければと思います。

生涯学習課長 委員長のご指摘どおり、趣味、教養のものもありますし、また、リカレント的なものも、分類して見やすく整理をさせていただきます。

和田教育長 今、委員長がおっしゃったりリカレント教育の話で、シニアの応援計画がありますね。あるいは図書館でのDVDなどで、職業スキルを高められるような、そういうものの資料の提供や書架への配置などは、今どの程度あるのでしょうか。

中央図書館長 文化産業観光部から来ているものと、チラシがカウンター内に置いてある程度でございます。

生涯学習課長 図書館の、見えやすい入口のところにコーナーをつくりまして、情報をお渡しできるように、また、図書の配置などもまとめて置くようなこともさせていただいております。

樋口委員長 私も5年間、商店街の活性化に携わっています。いろは会商店街や、おかず横丁、佐竹商店街などで、例えば週1回でもシャッターをあけてもらって、そこで週末にビジネスをやるとか、小島のデザイナーズビレッジのように、そういう仕掛けで働く場をここから生み出していくということまでやっていただければ、もっとおもしろいかなと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

垣内委員 私もこれは非常に興味深く、また期待もして拝見しているところでして、この報告書の中でも楽しむ学習、今まで生涯学習はが趣味のサークル活動の延長線上にあるものが多かったのですけれども、社会に役立てる学習というのがここにきちんと書き込まれて、社会に役立てる学習なりを支援していく仕組みをつくり出すというところに焦点が当たっているのは非常にいいことではないかなと思っています。

また、台東区には、豊かな伝統工芸や下町文化が伝承されていて、こういった地域資源を活かした学習の場と、またそれが循環して人材をつくり、そしてそれがまた、産業や社会全体の活性化につながっていくというような理念が非常にはっきりと打ち出されているところは素晴らしいと思うのですけれども、実際に取り組みられるときには、恐らく全庁的にもやらなければならないでしょうし、新しい動きをする方々の割り振りや、実際の各論に入っていくといろいろなことが起きてくると思うので、どのようにこのプランを現実のものにしていくのか、いずれPDCAサイクルに回していかなければいけないと思うのですけれども。そのあたりは難しいところもあって、どのように具体化していくのかを、も

う少し教えていただきたいというのが一点です。

もう一点は、区民企画の学習事業を立ち上げるということで、実際にやろうとすると結構声の大きい人が動いたり、政治的な動きになったり、いろいろなことが起きやすいかと思うのですが、どのように仕切っていくのか、この二点です。

どちらも最終的にはどうやって具体化して、それを評価して、より良いものにしようかというところかと思えますけれども、どのようにされるのかというのを教えていただけますか。

生涯学習課長 事務局として考えているところで申し上げますと、資料31ページの図をどのようにつくるかがすごく大切で、これからやるべきことなのだと思うのですが、社会教育委員の会議委員からも、一つ提案をいただいています、人が溜まるような場所をつくることは、交流したりするためには必要でありますので、生涯学習センターがそういった組織、そういった中核を担うということで、この中で位置づいております。その中でそういった場所をつくっていききたいというのが一つでございます。

それとあわせて、そこで情報を渡したりというところの養成的な講座をまずは少しやりましようとなっております。また、声の大きな方もいらっしゃいますが、みんなで考え合って一つのものを生み出していくというノウハウにつきましては、実は社会教育の教育活動の中では長く行われてきたことですし、そういった面でのノウハウは蓄積されている部分もありますので、今こそそういったところを皆さんにわかってもらうチャンスなのかなとも思います。ともに考え、育てていこうという考えのもとにいろいろなものをつくり上げていくというのは、これまでも社会教育といわれている教育活動の中で行われてきたことですので、改めて今だからこそ求められているという位置づけでやっていきたいと考えております。

垣内委員 これは社会教育ですけれども、最近、生涯学習ということでもっと広く、例えば図書館や学校との連携、あるいは企業そのほかの地域のいろいろな主体との連携ということが打ち出されていると思うのですが、その点はどうされるのかということと、これは結構アマチュアベースだと思うのですが、プロのアーティストや文化活動をされるような方々が台東区にはたくさんいらっしゃるのですが、そういう方々とはどう連携されるのか教えてください。

生涯学習課長 社会教育の概念は、学校教育以外、また家庭で行う教育以外のものを社会教育という捉え方をしておりますので、垣内委員がおっしゃった学校との連携、企業との連携ということは、社会教育という位置づけで捉えているところです。

文化につきましては、それぞれ生涯学習課で全てを所管するというスタンスではなくて、それぞれの専門の所管で全庁的に取り組まれておりますので、それについては事務局的な立場で、それぞれの事業については実施させていただきます。

よって文化ということであれば、今、台東区の場合で言えば、文化振興課が一義的には考えて、その中で生涯学習で実施したほうがうまく進むものについては、きっかけは生涯

学習課でとらせていただくという仕切りになるのかなと思っております。

樋口委員長 一番重要なのは、代々培ってきたアイデアや技術は、簡単には教えてもらえないこともあるということです。いわゆる知的財産権というところです。大変重要な技術を継承したり映像化する際に、そこで技術をとられてしまったら、このまちの産業もとられてしまうわけです。産業の継承という場合には、まず、そういった技術という一定の財産をどう守るかが大切です。ではどうやって守っていくかという学習の場としては、教養講座がぜひ必要だろうと思うのですね。

一方で、一部の職人は大学で技術を教えています。私もお話を聞いたことがあります。彼らの技術の継承から出てきたアイデアを、我々は蓄積させることが重要であるし、継承することが重要なので、そういう意味でのつなぎの講座をつくっていただければと思います。

ほかに、よろしいですか。

(なし)

樋口委員長 それでは生涯学習課の力については報告どおり了承願います。

3 その他

樋口委員長 その他、何かございますか。

(なし)

樋口委員長 それでは最後に、退職及び異動されます事務局管理職の方々からご挨拶をお願いします。

(事務局管理職より挨拶)

樋口委員長 ありがとうございました。またご活躍をされることを祈念しております。

以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の臨時会を閉じ、散会いたします。

午後3時24分 閉会